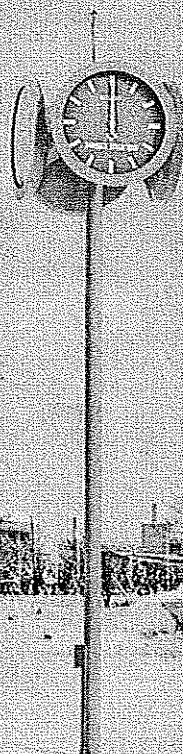


熱戦の11日間を待つ

オリンピック開会まであとわずか。
競技場はあらゆる準備を終えて、静かにその日を待つ。
オリンピックのその日、真白な雪と氷の上に多くの若人
の汗が乾き、その歴史の跡は未ながく人々の間に残っ
ていよう。



広報 さっぽろ 1972年1月より (真駒内屋内スケート競技場)



北海道行政書士会報

発行所
札幌市南1条西5丁目
(愛生館ビル)
北海道行政書士会
T 544073・544061番
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
T(811)7151-3番

納会員の納入促進対策も極めて重要であります。
又財政調整基金積立に関する内規が設定されており

新年度予算措置も必要となるので役員会議に諮問し
てはどうであろうか。

を。

(企画部長 長谷川 寿延)

第六十一号 もくじ

会員に望む	渡辺 慶吉	1
ご挨拶	森口松太郎	1
会務報告		2
支部だより		4
「子年生れ」		
行政書士の今昔	佐藤幸之助	4
年頭の挨拶	荒 慶次郎	5
年頭に当たって	一戸 博	5
年頭の挨拶	佐々木修一	5
子年の初めに当って	角田 良一	6
新年に思う	長浦 幸郎	6
「業務資料」		
◎書士法の改正について	総務部	7
◎行政書士法の一部を改正する法律 の施行について(解説)	企画部	7
◎労働保険の適用及び徴収の一元化	企画部	9
◎参考資料	総務部	10
編集後記		10

～風俗衛生専門委員会～佐藤三千三(網)島田清太郎(札)小杉晃(小)柴山信一郎(十)高島正夫(札)ト 民事専門委員会山根義弘(札)仙座充(札)大淵博之(小)佐藤三千三(網)天野晴清(十)

2 委員会の活動について

研修会は年3回行なう。会場は道南、道央、道北に予定する。各支部の研修会はこの他に随時行なう。予算編成がなされるので実際の活動は総会後の新執行部にお任せする。

企画部会会議

日時 昭和46年12月27日 10時

ところ 札幌市南1西5 愛生館ビル4F第3会議室

出席者 渡辺会長、森口副会長、成田部長、沢田副部長、長谷川、山根部員、業務研修部と関連があるため大淵副部長にも出席願う

議題

成田部長開会挨拶

1 業務研修部と企画部との業務分担の調整確認

研修、講習等双方の部に関連する事項についてはその都度協議して実施する。

2 会報発行

今後は指導教育等の目的を加え、速報的に業務のPRして意見の広場とし質疑応答なども入れ広告等も取るようにしたい。

3 関係法令の調査、研究

関係法令集を作成委員会に配付したい。日行連の状況をみて決定する。

4 業務資料の作成

業務量により資料作成を考えなければならぬのでアンケートにより調査し、併行して各官庁で書士業務のパーセントを調査する。

5 広報活動

行政書士業務の内容を印刷配布し会員の業務権保護

迄品位と体面を保持し一般民衆の用役に応え益々会の発展と皆様の隆昌を心から祈念致しまして「子年」新年の御挨拶と致します。

年頭の挨拶

旭川支部長 荒 慶次郎

本道における行政書士会員の皆さん新年おめでとう御座います。

旧年中は会員の皆さん方に大変御世話になりました。た事を厚く御礼申し上げますと共に本年も相変わらず旧に倍し御支援の程を御願い申し上げます。

さて今回北海道行政書士会より旭川支部長は子年生れであるから新年号の記事を書いて貰い度いとの電話があったのは突然の事で戸惑ったが何れともあれ明治生れの正真正正の子年生れであり責任の一端として年頭の所感を申し上げたいと存じます。

私共の行政書士会の行政書士法の足跡を顧みる時遠く明治時代から大正昭和と幾多の変遷と共に幾多の改革が行なわれ今日にいたりましたが昨年は特殊法人として画期的な行政書士会として改正され十二月一日より施行と同時に臨時總會を開き役員改選並に諸議案の審議を終え名実共に法人格として北海道行政書士会が誕生した事は本道八四六名の会員諸氏と共に等しく慶賀に堪えないと同時に今後私共と課せられた会の運営の面において重且つ大なるものがあり相共に研鑽相共に反省すべき点のある事を忘れてはならないと思います。

更に本年は本道開拓の中心都市札幌は名実共に日本十大都市の一つとして人口一〇四万余を超える東京以北の地に冬期オリンピック競技地として世界三ヶ国の若人選手が一堂に会し競う事は我々全道民は勿論全国民の歴史的名譽として永遠に記念すべき行事の年であり又同時に我国選手団が各国選手団に劣らぬ優秀な

のため各業者は非行政書士行為のないよう総務部と協議の上申し入れる。

「支部だより」

小樽支部連絡会議

日時 昭和46年10月23日

ところ 余市町役場 高台レジャーランド

出席者 渡辺会長、会員約一〇名出席

議題

細井支部長開会挨拶につき渡辺会長挨拶

1 行政書士法改正について

2 北海道行政書士会会則変更について

3 北海道行政書士会臨時總會の状況報告

4 社会保険労務士会小樽支部の解散について

空知支部臨時総会

日時 昭和46年11月28日

ところ 岩見沢市駅前 白樺食堂3F

出席者 渡辺会長、会員約25名

議題

今村支部長挨拶

1 事業中間報告 (46年10月31日までのもの)

2 収支中間報告 (46年10月31日までのもの)

3 支部規則(案) 審議

4 事業計画、予算 (46年12月1日～47年3月31日)

5 役員選任

◎日本行政書士会連合会臨時総会

日行連会報20号参照北海道行政書士会出席者 渡辺慶吉、藤山利夫、黒島幸吉郎、森口松太郎各先生

成績をもって無事終了する事を念願するものであります。現代の人々は明治は遠くなりけりと云うがこの遠くなる明治生れの子年よりまだまだ若い大正元年生れの会員達の起稿こそ新年号の記事にふさわしい稿が出るものと信じてやみません。

新年に当り北海道行政書士会の御発展と皆さん方の御健康を御祈り申し上げ聊か粗辞ではありますが年頭の御挨拶といたします。

年頭にあたって

札幌支部 一 戸 博

あけましておめでとうございませう。

皆様方ご健勝で新春をお迎えのこととおよろこび申し上げます。

お正月の行事が一段落し、自宅できつろいでいたところ、「会報」の編集事務局から電話でネズミ年生れの私に「年男であるから何か新春の感想を」とのことでありましたので筆をとりました。

昭和四十七年の干支(えと)はネズミであります。同じ子年のネズミにもいろいろあつて、「神社のネズミ」「ドブネズミ」「野ネズミ」などに分れるそうです。ことしのネズミは甲子(きのえね)で神社のネズミだそうす。神社に住みついでいて、鏡餅を食べたりなどし、頭がいい。衣食住に恵まれて不自由はないしたがって本年は結構な年回りとせねばならないでしょう。

さてわたくしは行政書士は、昨年の法改正により心をあたたにしてことにあたらない年ではない年であらうと思います。

会としても「登録」という重要な業務を処理するなど、その業務が重大になる年でありましょう。わたくしは行政書士は、会員相互の連絡を密にし、品位を保持し、業務の改善進歩を図り、道民の皆様方

「子年生れ」

行政書士の今昔

札幌支部 佐 藤 幸之助(元副会長)

皆様明けましておめでとう御座います。

愈々札幌冬期オリンピック実現の新年を迎えました。オリンピックの成功と皆様の御隆盛を心から祈念致しまして新年の御挨拶を申し上げます。

さて今年は子年で丁度私の生れ年に当たります。私は明治三年の子年に生れ茲に六回目の子年を迎えて満七十二歳の年を重ねました。陰暦で至極健康で如何にもねずみの性分を発揮して毎日頑張り居ります。持つて生れた性分は終生変らないのですが変わったのは今の世相です。私が行政書士としての発足は昭和八年で当時代書人と称し庁令で定める代書人取締規則に基づき各警察署長の権限で許可とその取締をしたので管轄受持の巡査が月に二、三回位来て営業監視と称し代書人の取扱った受託事件簿を綿密に検閲しその欄外に月日を記して押印をするという厳格な取締を受けたのです。併し今と違って現在の保健所、陸運局、労働基準監督署や職安等と云う役所がないのでこれ等の事務一切は道警察部長の権限に属して居たので代書人の事件も多きが窓口が少ないので割合に楽であつた、処が終戦後世相が一変して自動車関係は陸運局、労働関係は基準局、環境並に食品衛生関係は保健所と各々関係役所の出現により分離されその事務取扱も極めて複雑となり昭和二十六年に初めて行政書士法が発令され更に昭和三十三年に法の一部改正により強制会となり又昭和四三年には労働関係の事務が専門化され社会保険労務士が発令され行政書士業務から分離されたのである以上のように社会の進展と共に業務内容も専門化してくるので吾々行政書士は将来に向って常に業務の研鑽に努め飽

の利便を図ることにつとめ、昭和四十七年の甲子年はほんとうに悔のないよい年になりますよう会員の皆様ともども努力したいものです。

年頭の挨拶

旭川支部 佐々木 修 一

本道における行政書士会員御目出度う御座います。日頃御無沙汰致して居りましたが本年も相変わらず御交誼の程御願ひ申し上げます。

此の度行政書士会旭川支部長より子年生まれについて本部に寄稿して貰い度いとお話があったので少しばかり所感を述べさせて戴きます。大正元年生れ六十一歳になり、昭和二十六年に行政書士の登録を受け今日に至って居りますが私は行政書士の傍ら自分の趣味として肖像画揮毫及び魚釣り等の方が本職の様なものです。肖像画揮毫の経歴四十四年釣り道楽五十年の経験を持つて居ります。今後の余生も此の道楽で送る考えて居ります。釣りは健康の秘訣と言ふが全くその通りだと思ひます。

扱、最近の世相を顧みる時、明治、大正、昭和の今日に至る此の間の国民の思想は変転し、世は挙げて今や交通の激増、過激派の横行、実に目に余るものあり、此の秋に当り私共全道民は相共に協力一致、これ等交通事故撲滅、過激派等の追放に協力し、日本国民として恥ない毅然たる態度を取らなければならないと思ひます。昔から還暦と言へば、六十を越した者に限られて居り、明治時代は人生五十年と云ふ様子に思つて居たが、今の時代は五十年は鼻たれ小僧の類であり、六十歳は初老の域に入った気持ちで余生を有意義に生活して行きたいと思つて居ります。日頃行政書士会には御世話になり通して御無沙汰いたして居りますが、今後共宜しく御指導御鞭撻の程願ひます。年頭に当り皆さん方の御健康を祝し併行政書士会の御発展を御祈り申し上げます。

子年の初めに当って

網走支部 副支部長 角田良一

十二支初め子年の正月を迎え、大正十三年生の私にとって四回目の年男、感慨一しおのものがあります。

第一回は北支北京在住、日本人小学校より、上級校進学のため東京に帰り、昭和十九年に陸軍特別幹部候補生飛行兵を志願、飛行第四戦隊（大羽洗航空隊）にて開門、北九州の防空戦闘に従事し、終戦直前は沖縄特攻のため大分基地にあり、人生二十一年と覚悟しながら、敗戦と共に昭和二十年十月末日、京都市より集団帰郷者として網走市清湖湖畔より七軒奥の蕨原野の国有林に入植し、生れて初めて農業を始めたが、足の裏一杯のママ、すりきれた手は熱い茶碗が持たず、島田嶽とマサカリにて反当り七百本の抜根、昭和三十年までに十一町余歩開墾したが、種まきのあと、除草しなければ収獲出来ないことを知ったおどろきは、昨日のように銘記している。昭和三十六年、健康を害し、半年の療養生活、一切を売却して離農十六年間の没社会の奥山生活、浦島太郎の如き存在であった。たまたま、昭和三十八年行政書士試験合格、ここに百八十度転換、書士業への入門となった。よって、第二回は大自然の中に、無収入による貧乏と限界を超えた労働の連続、無我夢中、想出もありません。第三回は、国際開放経済に対処する農業の激動期、如何に経営を合理化すべきかに苦慮し、そして第四回は、本年は、沖繩返還、ドルショック等にて騒々しいとは云え、平和の中に繁栄する日本、実に戦争に散るべき生命を、ここに四十八歳を迎え、亡き戦友を想起し懐古の情に堪えません。

北海道行政書士会も満二十年、ここに法人格ある成人として新しき第一歩を始動する年が、偶然とは云えず子年であったことは、人間なきあの地球は、ねずみ

業務資料

書士法の改正について

北海道行政書士会総務部長

石道政治

昭和四十六年六月四日付法律第一〇一号を以て公布されたのであります。内容の大綱につきましましては会報前号にも掲載してある通りですがその根本的なものは、

- (1) 行政書士会及行政書士連合会の自主性を強化するため会を法人とする。
- (2) 行政書士の登録事務及びその報酬額の決定を行政書士会に行なわせる。
- (3) 併せて行政書士の責務及出張所に関する規定の整備等、立案の理由として、(1)最近における行政事務の複雑化、高度化の傾向に伴い、行政書士の能力の向上が要求されている、(2)これに対処するため行政書士法を改正し前記の措置を講じ、行政書士の資質の向上をはかりしめては国民の便宜に資することを目的とするとしております。

今回の改正についてみますと

- 一、登録事務の移管は施行後一年以内ですから本年十二月一日迄には引継ぎが完了して会で登録事務を行なうこととなりますが是が問題で
- 二、登録の取消し
- 三、登録の拒否

等大変難しい要素を含んでありまして、その処理を誤りますと、登録者又は登録申請人より「行政不服審査法」に基づき、知事に異議の申立がなされ、場合によっては会が処罰されることになっていきます。従いまして、毎年当会への入会者が七十名以上もあり、又登録者もそれ以上あると思しますので、一ヶ月に少くとも

新年に思う

札幌支部 長 浦幸郎

毎年のことながら、正月を迎え、世の中が新しくなったように感じられるのは、まことに不思議な気がする。

同じきのうときやでも、大晦日と元日のそれは、感じの上で大きな差があることは、だれでも経験していることだろう。

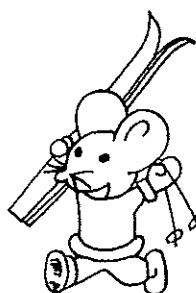
ずっと昔からつづいていていことはあるが、お正月を迎えるということは、一つの節（けじめ）といつてもよい）をつけることにまちがいはなからう。私は、そのことが、人生にとって、非常にたいせつなことだと思っている。

現代のようにめまぐるしく移り変わる世の中では、ものごとをじっくり考える時間もなかなかつけれない。一年中ではいちばんのんびり過ごせるお正月にこそ、私たちは、そういう時間にあてるべきではないだろうか。それは、自分のことでもいだろう。社会のことでも政治のことでも、日本の将来のことでも何でもいから、一つの課題をつくらせて、そのことに思いをめぐらせてみることである。

そういう意味では、自分自身に一つの課題を与えてみた。それは天地の始めについてである。

春に明けてまで読む書も、あめつちの 初発の時と読みいづるかな

と明治の歌人は歌っているが、この中の書というのは、



日本古典「古事記」をさしている。その冒頭にてくのが「天地の初発の時」ということばである。

古事記によれば、天地開闢の時、地上は至るところ火山が噴火し濃霧がたちこめ、雷鳴は轟き、大雨が降り、それがおさまると、こんどは清澄な大気をおして日光がさんさんと照り輝いた……という。

夜ともなれば、星はまばゆいまでにきらめいたことであろう。

そして、現実の地球の姿はどうか。大気の汚染、河川や海岸の汚濁など、あらゆる公害に侵されつつある。あの天地創造の劇的なシーンを思うとき、まさに雲泥の開きがあるのだ。

地上に生命の発生をみてよりここに二万年……いや人類は公害によって、近い将来に滅亡するのではないかと論じられるほどに地球は汚されてしまった。万物の霊長といわれる人間とは何と愚かなものであろうか。私はこのことを思いめぐらさざるを得ないのである。

地球という一つの遊星の上に生存している人類のすべてが、このことに気づき、ともに反省し、互に協力していけば、道はおのずから開けていくだろう。人間の英知をもってすれば、必ずできるはずである。

「天地の始め」に思いをめぐらせているうちに、私は、人間の住むこの地上のおそろしい現実と直面している自分を見いだしたのである。人類は、このままでいけば、核戦争を待たずして滅亡してしまうかもしれない。「天地の始めは今日の始めとするなり」と云うことばのように、いまこそ、新しい気持になって、新しい地球を造らなければならない。

行政書士法の一部を改正する法律の施行について（解説）

企画部

行政書士法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が六月四日昭和四十六年法律第一〇一号として公布され、これに伴い、行政書士法の一部を改正する法律の一部の施行日を定める政令が九月二七日昭和四十六年政令第三〇六号として、行政書士法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が一〇月一五日昭和四十六年自治省令第二二号として公布された。

今回の改正は、最近における行政事務の複雑化、高

《良書紹介》

最近診療報酬請求事務を取り扱う先生方も増えて参りましたが座右の書として次の図書を紹介します。

保険医療研究会編
厚生省保険局医療課長 松浦十四郎 序

式除 診療報酬点数
加 薬価基準 便覧

A五版全二巻 特選上質紙使用
総クロス上製本 定価四、〇〇〇円（千実費）

発行所 新日本法規出版株式会社
札幌市大通西十四丁目
電話二四一一二九四八

記

第一 昭和四十六年二月一日施行に係る事項

一 責務に関する規定の設置

行政書士の責務に関する規定を設け、行政書士は誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用または品位を害するような行為をしてはならないものとされた(改正法による改正後の行政書士法(以下「法」という。))一〇条。

二 出張所に関する規定の削除

出張所に関する規定を削り、行政書士が設ける事務所は、一ヶ所に限るものとされた(改正法による改正前の行政書士法(以下「旧法」という。))第八二条。この改正は、行政書士が自ら業務を行わず、出張所に補助者を置いてその業務を行なわせることを禁止するたためのものである。その趣旨に則り、出張所を設置している行政書士は直ちに廃止しなければならぬ。

三 報酬

従来都道府県知事が定めていた行政書士が受けることのできる報酬の額は、行政書士会の自主性を尊重する見地から日本行政書士会連合会の会則で定める基準に従い、行政書士会の会則で定めるとされた(法第一〇条の二、一六条第七号、一八条の二第二号)。

四 行政書士会及び日本行政書士会連合会に対する法人格の付与等

一 行政書士会及び日本行政書士会連合会は、法人となるものとされた(法第一五条第三項第一八条の三)。

これに伴い、行政書士会の会則及び役員等に関する規定の整備が図られるとともに組合等登記令(昭和三十九年政令第二九号)の規定に従い登記しなければならぬものとされた(法第一六条第一一六条の三、第一六条の四、第一八条の二、第一八条の三)。この改正は、行政書士の登録事務の民間移譲との関連において、行政書士会等の自主性

の強化の見地から行なわれたものである。

二 行政書士会の解散に関する規定が削除された。

(改正省令による改正前の行政書士法施行規則以下「旧規則」という。))一九条。

三 行政書士会に対する記録及び帳簿に関する規定

(改正省令による改正後の行政書士法施行規則以下「規則」という。))一五条。役員を選任及び解任の届出に関する規定(規則第一六条)及び会則の認可に関する規定(規則第一八条)は、日本行政書士会に準用されることとされた(規則一九条)。

五 経過措置

一 昭和四十六年二月一日から、旧法による行政書士会(以下「旧行政書士会」という。))及び行政書士会連合会(以下「旧連合会」という。))は、法による法人たる行政書士会(以下「新行政書士会」という。))及び日本行政書士会連合会となり、旧行政書士会及び旧連合会の役員は、退任するものとされた(改正法附則第二一条第一項、第三項)。

二 旧行政書士会及び旧連合会は、昭和四十六年二月一日の日に、あらかじめその会則を法の規定に適合するよう変更するため必要な措置をとり、かつ、役員を選任しておかなければならないものとされた(改正法附則第二一条第二項、第四項)。

第二 昭和四十七年二月一日施行に係る事項

登録事務の移譲

一 従来都道府県知事が行なっていた行政書士名簿の登録は、行政書士会が行なうものとされた(法第六六条)。この改正は、行政事務の簡素合理化及び行政書士会の自主性の強化の見地から、従来都道府県知事が行なっていた行政書士名簿の登録事務を行政書士会に移譲することとされたものである。

二 行政書士の登録手数料は、自治省令で定める金額の範囲内で行政書士会が定める額とされた(法第六六条第三項)。これに基づき自治省令で定める金額は、五、〇〇〇円とされた(規則第一二条)。

三 行政書士会は、登録申請者が行政書士となることのできる者であると認めたときは、行政書士名簿に登録し、登録申請者が行政書士となることのできない者であると認めたときは、登録を拒否しその理由を附記した書面により、その旨を当該申請者に通知しなければならないものとされた(法第六六条の二)。

四 登録を拒否された者、登録申請をした日から三月を経過しても前項の処分がされなかった者及び二による登録の抹消処分がなされた者は、行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、行政不服審査法(昭和三七法律第一六〇号)による審査請求をすることができるとされた。この場合に、審査請求が理由があるときは、都道府県知事は、行政書士会に対して、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬものとされた(法第六六条の三、第七三第三項)。

五 行政書士は、登録を受けた事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更の届出をしなければならぬものとされた(法第六六条の四)。

二 一定期間業務を行わない場合の登録の抹消

行政書士会は、行政書士が引き続き一年以上業務を行わないときは、その登録を抹消できるものとされ、この場合においては、行政書士会は、当該行政書士に対して、その旨をあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えなければならぬものとされた(法第七三第二項)。これに伴い行政書士の帳簿(その他関係書類を含む)の保存期間は、帳簿閉鎖後一年から二年に延長された(法第九九条第二項)。

三 業務の禁止

都道府県知事が行政書士に対して行なうことのできた処分のうち、登録の取消処分は、登録事務の移譲に伴い業務の禁止処分が改められ、業務の禁止処分を受けた日から二年を経過しない者は行政書士となることのできないものとされた(法第一四一条第一項第二号、

いでは、なお従前の例によるものとされた(改正法附則第四四條第四項)。

五 旧法の規定により、昭和四十七年二月一日に保存されなければならないとされている帳簿(その関係書類を含む)の保存期間は、帳簿閉鎖の時から二年間とされた(改正法附則第四七條第七項)。

労働保険の適用及び徴収の一元化

企画部

労働保険の適用及び徴収の一元化

労災保険と失業保険を労働者五人未満の小規模事業を含め全事業に適用拡大できるよう、保険事務の簡素化と事業主の便宜をはかるため、両保険の適用事務と保険料徴収事務を一括処理することとなりました。(四七・四一施行)

つきにそのあらましを述べ参考と供します。

一、労働保険適用の拡大

労働保険は事業の種類、規模のいかんにかかわらずすべての事業、すべての労働者に適用すべく、両保険とも次のように全面的に拡大することとしております。

(1) 労災保険 昭和四十七年四月以降段階的に逐次すべての事業を適用する予定です。

(2) 失業保険 昭和四十七年四月以降、製造業、建設業、電気、ガス、水道業、運輸、通信業の四業種の事業を当然適用とし、逐次拡大することに予定しておりますが、農林水産業と教育調査・研究の事業は、当分任意適用とすることになります。

二、労働保険の適用徴収業務の一元化

労災保険と失業保険は現在の強制(当然)適用の範囲は多少異なりますが、相当部分の事業場が共通して

適用されることとしており、今後すべての事業に適用が拡大され、大部分が共通します。

両保険の保険料の基礎となるものも、労働者に支払われる賃金の総額に對して、保険料率を乗じて算出されることも共通しており、同じ労働者が保険者として所管しているのに、現在は労災保険は労働基準監督署(労働基準局、失業保険は公共職業安定所)都道府県労働主務部と窓口が異なっており、個々に手続きを行なっている現状にありますが、昭和四十七年四月一日以降は、現在の業務を調整して事業場の事務負担を軽減し、拡大される事業場を適用する場合の業務量の増加に備えるため、大方の事業については両保険を一本にして手続きをすることとなります。

なお、一本化される業務は、両保険の加入手続きと、毎年の保険料報告及び保険料の納付事務のみで、労災保険の給付、失業保険の保険金の支払い等はこれまでのとおり夫々の機関で行なわれます。

三、一元化後の業務の取扱

(1) 新規加入

新たに事業を開始したとき、又は労働者数が適用をうけるに至ったときは、両保険を一通の書類で手続きをします。

任意加入の場合は、労災保険は監督署、失業保険は安定所へ夫々申請して承諾(認可)をうけてから一本で報告することになり、また、何れかの一方のみの加入を希望することもできます。

(2) 保険料の報告及び保険料の納付

イ 失業保険では、今まで毎月支給した賃金に依り労働者負担分を源泉控除して事業主負担分を加えて翌月末日までに納付することとし、労災保険では、毎年度(四月から翌年三月まで)の支払見込額に業種別に定めた保険料率を乗じて概算見込みで報告し、翌年五月十五日までに実際に支払った賃金で精算し、

過不足を調整することとしております。原則として、前年度の確定の貸金総額を基礎として計算した保険料を翌年度の概算見込額とし、年一回の報告納付としております。(一定金額以上の保険料は「現在三万円」申請によって年二回に分割できることとしております。)

ロ 明年度からは、この両保険を一つの報告にまとめ、現在の労災保険と同じシステムで年一回の概算見込で報告し、翌年更新する方法になります。

③ 保険料の算定基礎である貸金総額

両保険とも、保険料の算定とするものは、各事業所が支払った貸金に夫々の保険料率を乗じ、労働保険料として納付することになります。失業保険では短期間のアルバイトなどは被保険者になれません。日雇労働者の場合は別な手続きによることとしておりますので、貸金総額から除いて二本建の計算になることもありす。両保険の算式は次のようになります。

支払貸金総額 $\times \left(\frac{13}{1000} \right)$ // 労働保険料 (両保険に加入の場合)
(見込) (失業保険)

参考資料

総務部調査

農地転用関係の札幌市農業委員会において昭和四六年中の受理件数が左記の通りであったので参考迄に誌上をもって報告致します。

記

農地法第三条申請

知事宛分
委員会宛分

一五七件

農地法第四条申請

届出分
許可分

六三件
五八件

農地法第五条申請 届出分 一、六四九件
許可分 二八件
農地法第二十条第一項 第六項 九件
現地目証明願 四、〇九〇件
計 六、〇五四件

備考 業者が取扱った件数は大体五〇%であるがその内容でも非行政書士の取扱ったものが多数ある様に認められます。

◎ お知らせ

行政書士法の一部改正に伴い会則(46年12月配布済)改正がなされ届出の様式も変更しました(会則17頁より)届出には事務局、各支部に用紙があります。御利用の方は申し出下さい。

◎ 定時総会の日程

第十三回定時総会も近くなり事務局も大変忙しくネズミの手でもいい借りたい位です。

日時 昭和47年2月27日(日曜) 10時より

場所 札幌市北4西6自治会館5F、アカシヤの間
(TEL 221-5267)

会則第33条!! 沢山の御意見を拝聴いたしたくお待ち申しております。

編集後記

新年おめでとうございます。新生北海道行政書士会となつてから早くも二カ月を経ようとしております。この間執行部は新会の基礎作りの為苦悩の連続でありました。しかし、これも二月二七日の定時総会まで、この日から本会も明るく大きく羽ばたけるものと期待しております。吾々企画部としても、初仕事としてのこの会報を立派なものと思っておりますが不慣れ

行政書士業務を迅速・的確に遂行するための実務必携書

▼好評販売中

日本行政書士会連合会監修

◎ 行政書士業務便覧

A5判、加除式、全一卷
定価 三、八〇〇円

交通事故処理業務研究会 編集

◎ 交通事故処理業務の模式と諸手続便覧

B5判、加除式、全一卷
定価 三、五〇〇円

不動産関係実務研究会編

◎ 不動産関係法令 質疑応答集

A5判、加除式、全一卷
定価 一、八〇〇円

いずれも 北海道行政書士会推せん図書です。

札幌市北四西六丁目(自治会館)
第一法規出版(株)北海道支社

電話(221)二九三六 (231)三二五七

のため思うにまかせず、このようなものをお届けすることになりました。今回は広く会員の声をお願い今年のエトに因み子年生れの先生方に投稿をお願いしましたところ心よくお引受け戴き、ありがたく感謝致します。今後とも一般会員とのコミュニケーションを高める為にもどしどし投稿されるよう望んでやみません。

(企画部)